

平成17年12月22日
福岡財務支局

株式会社西日本シティ銀行に対する行政処分について

1. 西日本シティ銀行(本店:福岡市)においては、昨年8月、法令等遵守に係る業務改善命令を受けて、内部管理態勢の充実・強化に努めてきたところである。しかしながら、このような中であって、長期間にわたり事故金額が多額にのぼる預金の着服・流用という事件が発生したことから、銀行法第24条第1項の規定に基づき事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、前回の業務改善命令を受けて策定された法令等遵守態勢の確立等に向けた同行の取組みが不十分であり、内部牽制機能が十分に発揮されていないことなど依然として内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. 本日、同行に対して、銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容のとおり業務改善命令を発出した。

記

平成16年8月13日付業務改善命令を受けて策定された改善策が依然としてその実効性を確保できなかったことを踏まえ、法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化(責任の所在の明確化を含む)
取締役会等の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立
営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化
適切な人事管理の実施
本部監査機能の実効性の確保

上記に関する改善計画を平成18年1月20日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を3ヶ月ごとに報告すること。

問い合わせ先
金融監督第一課

092-411-7281(代)